

熊本県社会的養育推進会議設置要項

(目的)

第1条 熊本県社会的養育推進計画(以下、「計画」という。)についての評価、進捗管理等を行うことを目的として、「熊本県社会的養育推進会議(以下、「会議」という。)」を設置する。

(所掌)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 計画についての評価、進捗管理
- (2) 社会的養育推進にかかる協議及び提言

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 会議に会長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は必要と認めるときは、会議の構成委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局を熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課に置く。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議の委員の同意を得て別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)6月4日から施行する。

別表（第3条関係）

所 属	役職	氏名
熊本県里親協議会	会長	岩見 照也
熊本県養護協議会	会長	上村 宏淵
熊本県臨床心理士・公認心理師協会	臨床心理士、公認心理師	高野 浩美
熊本大学大学院 教育学研究科	シニア教授	濱平 清志
熊本県弁護士会	弁護士	福井 春菜